

大阪広域環境施設組合公平委員会規則第5号

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する規則（平成27年公平委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重線を付した規定（以下「対象規定」という。）  
を加える。

改正後	改正前
<u>第6条 条例第6条第3項の「公平委員会規則に定める事項」は、名称をいう。</u>	[新設]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。